

定額給付金・子育て応援特別手当

市民生活を応援します



厳しい経済情勢に対応するため、生活の支援と地域の経済対策を目的とする「定額給付金」と、多子世帯の幼児教育期の子育て支援を目的とする「子育て応援特別手当」を給付します。

定額給付金

給付対象者

給付対象者は、平成21年2月1日現在、次の①または②のいずれかに該当する人です。

①成田市の住民基本台帳に記録されている人

②成田市の外国人登録原票に登録されている人（不法滞在者・短期滞在者などを除く）

申請は、給付対象者の属する世帯の世帯主がしてください。外国人は、対象者本人がそれぞれ申請してください。

給付額

給付対象者1人当たり12、

000円です。平成21年2月1日現在で18歳以下の人（平成2年2月2日以降に生まれた人）と65歳以上の人（昭和19年2月2日以前に生まれた人）は20、000円となります。

子育て

応援特別手当

支給対象者

支給対象者（申請者）は、次の「支給対象となる子」の属する世帯の世帯主で、平成21年2月1日現在、次の①または②のいずれかに該当する人です。

①成田市の住民基本台帳に記録されている人

②成田市の外国人登録原票に登録されている人（不法滞在者・短期滞在者などを除く）

支給対象となる子

平成20年度に小学校就学前3年間に該当する子（平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれの子）のうち第2子以降の子どもが対象となります。平成20年度に18歳以下の子（平成2年4月2日以降に生まれた子）の中から年齢順に第1子、第2子と数えていくこととし、平成21年2月1日現在の住民基本台帳と外国人登録原票の状況により判断します。「支給対象となる子」と第1子が別居している場合、同じ人に扶養されていることを確認するため、保険証の写真などが必要になります。

支給額

「支給対象となる子」1人当たり36、000円です。

申請手続きは

市では、4月27日（月）から対象となる人へ申請書を郵送します。定額給付金と子育て応援特別手当の申請書は、別の封筒で送付しますので注意してください。

申請・受け取り方法

記載要領を参考に必要事項を書き必要書類を添付して、同封す

る返信封筒(切手不要)で郵送するか、直接給付金窓口(市役所1階会計室前)に提出してください。5月以降は休日開庁日(第2・第4日曜日)も受け付けします。

定額給付金・子育て応援特別手当は、申請者の金融機関の口座に振り込みます。金融機関に口座を持っていない人などに限って、現金給付もできますので問い合わせてください。

受取口座がゆうちよ銀行の場合は、申請書の記入欄に「記号(5けた)・番号(8けた以内)」のように書いてください。現在、ゆうちよ銀行がほかの金融機関口座への送金用として知らせている「支店番号(3けた)・口座番号(7けた)」ではありませんので注意してください。

また、海外で開設した口座やシティバンクでは受け取りができません。
申請期間 4月27日(月)～10月27日(火)(当日消印有効)

必要書類

○申請者の公的身分証明書(写真付住基カード、運転免許証、パスポート、外国人登録証明書など)の写し(裏面に登録事項変更の記載がある場合は、裏面の写しも必要)

○振込先口座の金融機関名、口座番号、名義人(カナ)が分かる通帳の写し(表紙をめくった見開き部分)またはキャッシュカードの写し

給付日 申請受け付け後、決定通知書を送付してお知らせします

代理申請

代理申請が行えるのは、次のいずれかの人です。委任状が必要となります。

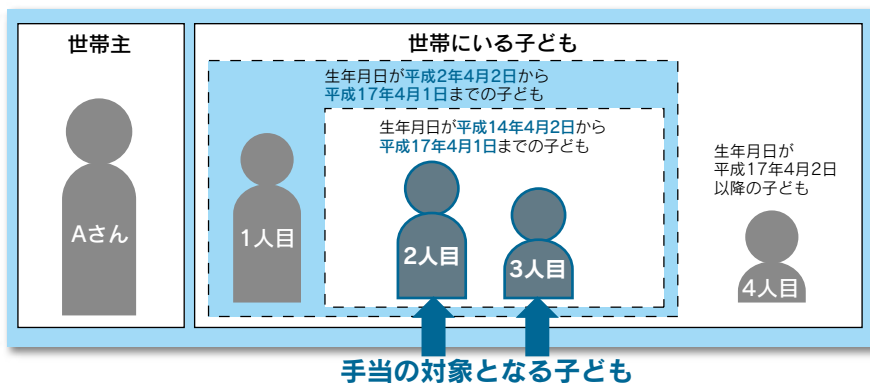
- ①平成21年2月1日現在で世帯主と同一住所・居住地に住み、生計を共にしている人
 - ②法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がされた補助人)
 - ③民生委員、行政協力員、親類など市長が特に認める人
- 外国人は在留期間に注意**
 外国人で、在留期間が平成21年10月27日までに満了する人には、在留期間の更新と外国人登録の変更をお願いする場合があります。
成田市定額給付金等問い合わせ窓口

☎73-6510

4月27日(月)に開設します。祝日を除く月々金曜日の午前9時～午後5時に受け付けます。
 ※くわしくは企画政策課定額給付金班(☎20-1-780)へ。

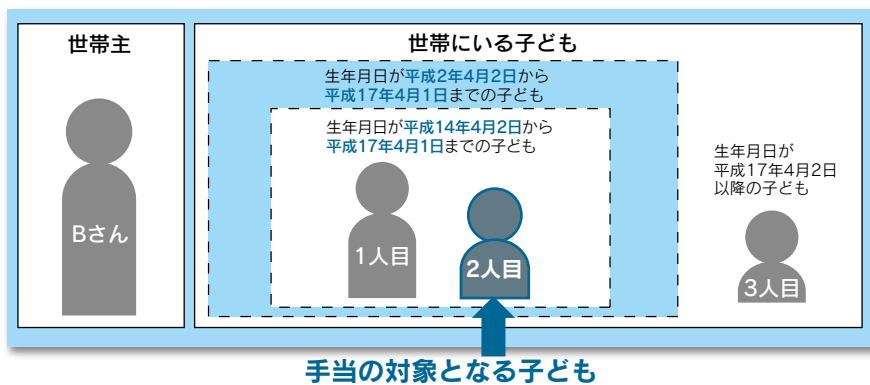
子育て応援特別手当 (Aさん、Bさんの場合)

Aさん世帯



Aさんへの
 子育て応援特別手当
 3.6万円×2人=
7.2万円

Bさん世帯



Bさんへの
 子育て応援特別手当
 3.6万円×1人=
3.6万円

「市からののお知らせ」は書面で

申請内容に不明な点があった場合は、再度確認のために書類を送付します。

市から電話による問い合わせをしたり、フリーダイヤルなどへ連絡させたり、ATM(現金自動預払機)の操作や受け取りのための手数料を求めたりすることはありません。「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意を。